

平成 25 年 4 月 19 日

各 位

いちごグループホールディングス株式会社
代 表 者 代表執行役会長 スコット キャロン
(コード番号 2337 大証 J A S D A Q)
問合せ先 執行役副社長 石原 実
(電話番号 03-3502-4818)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2013 年 5 月 25 日開催予定の定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本日付で開示いたしました「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本日開催の取締役会において、2013 年 9 月 1 日を効力発生日として当社の株式を 1 株につき 200 株の割合で分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用することといたしました。これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、2013 年 9 月 1 日を効力発生日として、第 6 条の 3 (単元未満株式についての権利) を新設いたします。

2. 変更の内容

現行定款	変更後
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 6 条の 3 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(効力発生日)	(効力発生日)
第 44 条 第 6 条の変更及び第 6 条の 2 の新設は、2013 年 9 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。	第 44 条 第 6 条の変更並びに第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 の新設は、2013 年 9 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

3. 定款変更の日程

取締役会決議日

2013 年 4 月 19 日

効力発生日

2013 年 9 月 1 日（予定）

以 上